

岩沼市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、岩沼市長（以下「市長」という。）が行うマンション管理計画の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(管理計画の事前確認)

第3条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う前に、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証（以下「事前確認適合証」という。）の交付を受けるものとする。

2 省令第1条の2第1項に規定する書類は、事前確認適合証の写しとする。

(認定の申請)

第4条 申請者は、認定申請を行う場合は、省令で規定する別記様式第1号による認定申請書及び事前確認適合証の写しを添えて、市長に提出するものとする。

(認定の通知)

第5条 市長は、認定申請が法第5条の4に規定する基準に適合すると認める場合は、認定の有効期間を記載し、省令で規定する別記様式第1号の2による認定通知書により、認定申請をした者に通知するものとする。

(認定の更新)

第6条 法第5条の6の規定による更新の申請（以下「認定更新申請」という。）をする者は、省令で規定する別記様式第1号の3による認定更新申請書及び事前確認適合証の写しを添えて、市長に提出するものとする。

2 第4条後段及び前条の規定は、認定更新申請について準用する。この場合において、第5条中「省令で規定する別記様式第1号の2による認定通知書」とあるのは、「省令で規定する別記様式第1号の4による認定更新通知書」と読み替えるものとする。

(認定を受けた計画の変更)

第7条 法第5条の7の規定による認定を受けた管理計画の変更の申請（以下「変更認定申請」という。）をする者は、省令で規定する別記様式第1号の5による変更認定申請書の正本と副本に、省令第1条の2第1項に規定する添付書類のうち、変更に係る添付書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 第4条後段及び第5条の規定は、変更認定申請について準用する。この場合において、第5条中「省令で規定する別記様式第1号の2による認定通知書」とあるのは、「省令で規定する別記様式第1号の6による変更認定通知書」と読み替えるものとする。

3 市長は、変更認定申請が法第5条の7に規定する基準に適合すると認める場合は、認定の有効期間を記載し、省令で規定する別記様式第1号の6による変更認定通知書により、変更認定申請をした者に申請書の副本と添付書類を添えて通知するものとする。ただし、第4条後段を準用した申請の場合は、この限りではない。

（認定しない旨の通知）

第8条 市長は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請（以下「認定申請等」という。）が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、マンション管理計画を認定しない旨の通知書（様式第1号）により、認定申請等をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 認定申請等をした者は、市長の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（様式第2号）により、市長に届け出るものとする。

（軽微な変更）

第10条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとする場合は、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第3号）に、変更に係る添付書類を添えて、市長に提出するものとする。

（報告書の徴取）

第11条 市長は、法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告を求める場合は、管理状況報告依頼書（様式第4号）により認定管理者等へ通知するものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められた場合は、管理状況報告書（様式第5号）により市長に報告をするものとする。

（管理の取りやめ）

第12条 認定管理者等は、管理計画認定マンションについて法第5条の10第1項第2

号の規定による管理を取りやめる旨の申し出をする場合は、管理取りやめ申出書（様式第6号）により、市長に申し出るものとする。

（認定管理計画の公表）

第13条 市長は、管理計画を認定した場合は、マンションの名称、所在地、認定日、認定コード（認定したマンションに対し、市長が付与するもの。以下同じ。）等の情報を公表するものとする。ただし、公表の対象となるこれらの情報について、認定管理者等から特段の意思表示があった場合は、この限りではない。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

殿

岩沼市長

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

申請のあった次の管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に規定する認定基準に適合しないと認められるため、要綱第8条の規定に基づき、管理計画を認定しないことを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係るマンションの名称
- 3 申請に係るマンションの位置
- 4 認定できなかった理由

様式第3号（第10条関係）

認定管理計画に係る軽微な変更届

年 月 日

岩沼市長 殿

申請者（管理者等）の住所又は主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の9に掲げる軽微な変更をしましたので、岩沼市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱第10条の規定により提出します。

記

- 1 軽微な変更を届け出る管理計画の認定年月日
年 月 日
- 2 軽微な変更を届け出る管理計画の認定コード
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 変更内容

- 注) 1 変更の認定や更新の認定を受けた場合、直近の認定年月日・認定コードを記載すること。
- 2 認定申請等の申請書の添付書類のうち、変更に係るものを添付すること。
- 3 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の9に掲げる軽微な変更該当しない管理計画の変更の場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7の規定により、変更認定申請を行うこと。

様式第4号（第11関係）

第 号
年 月 日

殿

岩沼市長

管理状況報告依頼書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、下記事項について報告願います。

記

1 報告事項

2 報告先

3 報告期限 年 月 日

様式第5号（第11条関係）

管 理 状 況 報 告 書

年 月 日

岩沼市長 殿

住所（又は主たる事務所の所在地）

報告者（認定管理者等）

連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、年 月
日付け第 号で報告を求められた事項について、次のとおり報告します。

1 報告を求められた事項（管理状況報告依頼書に記載された内容を転記）

2 管理の状況

注）報告の内容に関する必要な書類を添付すること。

様式第6号（第12条関係）

管 理 取 り や め 申 出 書

年 月 日

岩沼市長 殿

申請者（管理者等）の住所又は主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

認定管理計画に基づく管理認定マンションの管理を取りやめたいので、岩沼市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱第12条の規定により申し出ます。

- 1 認定マンションの名称
- 2 認定マンションの所在地
- 3 認定年月日
- 4 認定コード
- 5 取りやめの理由